(2)　国の保有する信託受益権等については、金銭の分配及び償還に関し優先性は求めないこととしているところ、国の保有する信託受益権等の割合は九割未満とすることとした。（附則第一一条関係）

(3)　経営が改善した旨の認定においては、信託受益権等の処分等が困難と認められる場合でないことが要件とされているところ、当該「処分等が困難と認められる場合」については、次に掲げる場合とすることとした。（附則第一二条関係）

イ　協定銀行が取得した信託受益権等がその内容に照らして譲渡その他の事由により、協定銀行が当該信託受益権等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

ロ　協定銀行が取得した信託受益権等に係る取得優先出資等につき、その処分をし、又は剰余金をもってする消却若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合

3　その他所要の規定を定めることとした。

二　金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令

金融機能早期健全化法上の早期健全化業務の終了の日を、以下のいずれか遅い日に属する事業年度の終了の日から六月を経過した日とした。

1　協定銀行が早期健全化法上の取得株式等の全部について返済等を受けた日

2　協定銀行が金融機能強化法に基づき取得する信託受益権等の全部について、早期健全化勘定から一般勘定等への繰入れが行われたなどの日

三　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令

震災特例金融機関等に係る特例として登記の税率の軽減を受ける金融機関等の範囲を定めることとした。

四　施行期日

この政令は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年七月二七日）から施行することとした。

政　令

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十六日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百二十七号

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年七月二十七日とする。

内閣総理大臣　菅　**直**人
財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年七月二十六日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第二百二十八号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部改正）

第一条　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「当該金融機関等」の下に「（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあっては、当該銀行持株会社等の子会社等である金融機関等）」を、「他の金融機関等」の下に「（銀行持株会社等を除く。以下この号において同じ。）」を加える。